



鳥取県公報

令和8年8月4日（火）
号外第44号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（31）（福祉保健課）・・・・・・・・・・ 4

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げる。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
避難所の供与（1人1日当たり）				370円	360円
応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置（1戸当たり）				7,259,000円	7,089,000円
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）				1,480円	1,390円
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	20,900円	20,300円
			2人世帯	26,900円	26,100円
			3人世帯	39,900円	38,700円
			4人世帯	47,600円	46,200円
			5人世帯	60,300円	58,500円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	8,800円	8,500円
		冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	34,700円	33,700円
			2人世帯	44,800円	43,500円
			3人世帯	62,500円	60,600円
			4人世帯	73,100円	70,900円
			5人世帯	92,100円	89,300円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	12,700円	12,300円
	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	6,900円	6,700円
			2人世帯	9,200円	8,900円
			3人世帯	13,800円	13,400円
			4人世帯	16,800円	16,300円
			5人世帯	21,100円	20,500円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	3,000円	2,900円
		冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	11,000円	10,700円
			2人世帯	14,400円	14,000円
			3人世帯	20,500円	19,900円
			4人世帯	24,300円	23,600円
			5人世帯	30,700円	29,800円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	4,000円	3,900円

			に加算する額		
住宅の応急修理 （１世帯当たり）	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理			56,400円	53,900円
	日常生活に必要な 最小限度の部分の 修理	半壊又は半焼により被害を受けた世帯		757,000円	739,000円
		半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯		367,000円	358,000円
学用品の給与（１人当たり）	文房具及び通学用品費	小学校児童		5,800円	5,500円
		中学校生徒		6,100円	5,800円
		高等学校等生徒		6,600円	6,300円
埋葬（１体当たり）	大人			239,400円	232,200円
	小人			191,500円	185,700円
死体の処理（１体当たり）	死体の洗浄、縫合、消毒等の処置			3,800円	3,700円
	死体の一時保存（既存建物を利用することができない場合）			6,100円	5,900円
障害物の除去（１世帯当たり）				148,600円	143,900円

(2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 （1）避難所 ア・イ 略 ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり <u>370円</u> 以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり <u>370円</u> 以内とする。 （ア）～（カ） 略 エ～カ 略 （2）応急仮設住宅 ア 略 イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。 （ア）・（イ） 略 （ウ） 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 <u>7,259,000円</u> 以内とする。 （エ）～（キ） 略 ウ 略 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 （1）炊き出しその他による食品の給与 ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、	別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 （1）避難所 ア・イ 略 ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、1人1日当たり <u>360円</u> 以内とする。ただし、法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費とし、1人1日当たり <u>360円</u> 以内とする。 （ア）～（カ） 略 エ～カ 略 （2）応急仮設住宅 ア 略 イ 建設型応急住宅の供与については、次に掲げるところによる。 （ア）・（イ） 略 （ウ） 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 <u>7,089,000円</u> 以内とする。 （エ）～（キ） 略 ウ 略 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 （1）炊き出しその他による食品の給与 ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、

副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり
1,480円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月1日から9月30日まで]	円 20,900	円 26,900	円 39,900	円 47,600	円 60,300	円 8,800
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円 34,700	円 44,800	円 62,500	円 73,100	円 92,100	円 12,700

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	円	円	円	円	円	円

副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり
1,390円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 [4月1日から9月30日まで]	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円 33,700	円 43,500	円 60,600	円 70,900	円 89,300	円 12,300

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	円	円	円	円	円	円

[4 月 1 日 か ら 9 月 30 日 ま で]	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 31 日 ま で]	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

備考 略

(4) 略

4～6 略

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり56,400円以内とする。

ウ 略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 757,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円

ウ 略

8 略

9 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

[4 月 1 日 か ら 9 月 30 日 ま で]	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬 季	円	円	円	円	円	円
[10 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 31 日 ま で]	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

備考 略

(4) 略

4～6 略

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ 略

(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。

ア 略

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 739,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円

ウ 略

8 略

9 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり <u>5,800円</u> 中学校生徒 1人当たり <u>6,100円</u> 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,600円</u> (4) 略 10 埋葬 (1)・(2) 略 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、 1体当たり大人<u>239,400円</u>以内、小人<u>191,500円</u> 以内とする。 (4) 略 11 略 12 死体の処理 (1)～(3) 略 (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり<u>3,800円</u> イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり<u>6,100円</u>（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額） ウ 略 (5) 略 13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 (1) 略 (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が<u>148,600円</u>以内とする。 (3) 略 14 略	イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり <u>5,500円</u> 中学校生徒 1人当たり <u>5,800円</u> 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,300円</u> (4) 略 10 埋葬 (1)・(2) 略 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、 1体当たり大人<u>232,200円</u>以内、小人<u>185,700円</u> 以内とする。 (4) 略 11 略 12 死体の処理 (1)～(3) 略 (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり<u>3,700円</u> イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり<u>5,900円</u>（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額） ウ 略 (5) 略 13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 (1) 略 (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が<u>143,900円</u>以内とする。 (3) 略 14 略
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。